

治政上の便宜に供したに過ぎないものであつたことは、元典章を始め諸種の書物に散見するもの、或は諸所に存する聖旨碑の類について、其の用語なり文脈なりを考へて見ても、容易に推知し得る所であつて、元史や元文類などに收めらるゝ如き立派な漢文で書いた特種の詔勅制誥の如きものではなかつたのである。立派な漢文で書かれて居るものは、本來蒙古語で書いたのを、その意味を汲んでかゝる形に作り直したものに外ならぬ。元史卷六十七禮樂志に、天壽聖節受朝儀、郊廟禮成受賀儀、皇帝卽位受朝儀を

侍儀使以詔授左司郎中。郎中跪受。同譯史稍西陞木榻。東向宣讀。……讀詔先以國語宣讀。隨以漢語譯之。讀畢降榻。以詔授侍儀使。

と定めてある。此の如く詔勅は即ち蒙古語で読み、それに隨つて一一漢語で譯したもので、その漢語の譯といふのが元史所載泰定即位の詔の如きであり、またそれと體裁を同じうする、所謂俗語體の聖旨である。此の事は此の體の聖旨を、蒙古語で書いた官文書で、支那以外の諸國に送致せられたものと比較して見るならば、益明らかに諒解することが出来る。

今佛京巴里の古文書館に藏せらるゝ、一一八九年伊兒汗國のアルグン汗から佛王フィリップ(Philippe de Bel)に送つた書翰<sup>(18)</sup>の初三行には、畏兀字で蒙古語を次の如く書きつけてある。

(1) mongka t(ä)ngri-yin küçündür  
長 生 天 ノ 氣力ニ於テ